

議案第 18 号

君津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を廃止する条例についての専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 28 年 2 月 22 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

平成 27 年 12 月 18 日付けの総務省からの通知により君津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成 27 年君津市条例第 45 号）を廃止する必要性が生じ、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、同条例を廃止する条例を平成 27 年 12 月 28 日専決処分したので報告し、承認を求めようとするものである。



専 決 処 分 書

君津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を廃止する条例について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成27年12月28日

君津市長 鈴木 洋 邦

記

専決第10号

君津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を廃止する条例

君津市条例第 4 9 号

君津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を廃止する条例

君津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(平成 2 7 年君津市条例第 4 5 号)は、
廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

君津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の廃止に係る新旧対照表

廃止後	廃止前
<p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第25条 省略</p> <p>2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を申請しようとする者は、普通徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) ～(3) 省略</p> <p>3 省略</p>	<p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第25条 省略</p> <p>2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を申請しようとする者は、普通徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）</p> <p>(2) ～(3) 省略</p> <p>3 省略</p>